平成２８年（フ）第４２０８号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所大阪市住之江区東加賀屋４丁目３番５号東加賀屋ＭＫマンション606
債務者　大野　　渉
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３２７号
大阪府摂津市別府３丁目８番２―211号
債務者　近藤　　実
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５６３号
大阪市西淀川区野里２丁目10番39号　プレミアコート401号室
債務者　森脇　望都
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９７４号
東京都江戸川区東小岩５丁目37―15―703
債務者　土山久美子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０４１号
東京都目黒区中目黒５丁目27―22―303
債務者　介川万里代
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０４５号
東京都小平市学園東町１丁目８－７－３－401
債務者　高橋　　勉
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０５０号
東京都江東区塩浜２丁目５―16―322
債務者　畑中　元貴
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０５２号
東京都世田谷区給田３丁目17―21―202
債務者　小暮　博保
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０６２号
東京都中野区丸山２丁目22―６―102
債務者　萩原　亜衣
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０６５号
東京都葛飾区青戸８丁目９―15―201
債務者　草間　律子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０７０号
東京都江東区佐賀２丁目10―10―314
債務者　小川　藍加
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３７号
岡山市中区山崎235番地５、旧住所岡山市中区倉田208番地12
債務者　新野　　操
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５２号
岡山県備前市大内619番地２市営住宅20―１、旧住所岡山県備前市浦伊部537番地３メゾンラフィーネ101号
債務者　延原　弘行
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１２４号
名古屋市守山区鳥神町276番地
破産者　加藤工芸株式会社
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５号
岡山県倉敷市南畝６丁目４番20号
破産者　有限会社中村屋フーズ
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係